

株 主 各 位

東京都新宿区大京町22番地の5

アキレス株式会社

代表取締役社長 伊 藤 守

第94回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第94回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権をご行使いただけますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成26年6月26日（木曜日）午後5時20分までに到着するよう、ご返送をお願い申し上げます。

提出された議決権行使書の賛否の欄に記載がない場合は、各議案について賛成の意思表示をされたものとして会社は取り扱いさせていただきます。 敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区大京町22番地の5
当社本店

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第94期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第94期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいませようお願いします。
 - ◎ 本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.achilles.jp>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.achilles.jp>）に掲載させていただきます。
- ~~~~~

(提供書面)

事業報告

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果


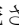

当連結会計年度における経済環境は、国内は長期間にわたったデフレ経済からの脱却の兆しが見え、個人消費などを中心に経済指標は好転し、海外でも先進国経済は持ち直しの情勢にありました。一方、円安の定着と原油価格の高止まりは海外生産品の輸入価格の上昇と原材料・エネルギーコストの高騰を招くなど予断を許さない状況もありました。

このような事業環境の下、当社グループは企業価値の増大を目指して、ブランド商品の育成と拡販、独自技術を活かした新商品開発、新規顧客の開拓、グローバル展開の推進および徹底したコストダウンに取り組んでまいりました。

その結果、当期連結業績は売上高88,006百万円(前期比7.9%増)、営業利益1,962百万円(前期比5.8%増)、経常利益2,548百万円(前期比4.0%減)、当期純利益1,734百万円(前期比21.8%増)となりました。

以下各事業につきご報告申し上げます。

シューズ事業

ジュニアスポーツシューズのトップブランド「瞬足」は、主力のランニングカテゴリーに、野生動物をモチーフとした「エスチーター」や、天馬の翼をモチーフにした「シュンソクライズ」を投入し好評を得たこと等により、前年に大きな注目を集めた「瞬足ダンス」の市場一巡化の影響をカバーし、前年売上を上回りました。高機能スーパークッション「ソルボ」を搭載した「アキレス・ソルボ」は、婦人向け新商品が順調に推移したことに加え、一昨年より発売された「   Designs(フォートウースリーデザインズ)By ACHILLES SORBO」が好評を得て、前年売上を上回りました。

プラスチック事業

車体内装用資材は、国内、海外ともに自動車メーカー各社の受注回復および消費税アップ前の駆け込み需要の影響もあり、前年売上を上回りました。

フィルムの国内事業は、産業用、一般用共に堅調で前年売上を上回りました。また、北米事業では、文具用の不振があったものの工業用、医療用が好調に推

移して前年売上を上回りました。農業分野では、降雪などによる影響があったものの好調に推移し、前年売上を上回りました。

建装資材は、引き続き堅調な新築およびリフォーム需要により、前年売上を上回りました。

引布商品は、災害対策用の官公庁向けレスキューボート、および輸出用ボートが好調に推移し、前年売上を大きく上回りました。

産業資材事業

ウレタンは、家具・寝具・日用雑貨用など主力製品が好調に推移したことに加え、車輛用も好調を維持し前年売上を上回りました。

断熱資材は、ボード製品が戸建分野向けの製品を中心に拡販が図れ、パネル製品については、畜産施設向けが好調に推移、スチレン製品も鑄造用途などを中心に拡販が図れ、前年売上を上回りました。

静電気対策品は、スマートフォン向け需要増と海外関係での伸長により、前年売上を上回りました。

当連結会計年度の各事業の状況は以上述べたとおりであります。

以下、各事業区分の売上高を記載いたします。

事業	売上高	前期比	構成比率
シューズ事業	19,834 百万円	106.0 %	22.5 %
プラスチック事業	39,959	108.8	45.4
産業資材事業	28,211	107.8	32.1
合計	88,006	107.9	100.0

② 設備投資の状況

1) 当連結会計年度に完成した主な設備

プラスチック事業 壁材製造設備 (足利第二工場)

当連結会計年度の企業集団の設備投資総額は21億円であります。

2) 当連結会計年度中に継続中の主要設備の新設、拡充

全社共通 フィルム研究設備 (足利第一工場)

プラスチック事業 フィルム製造設備 (滋賀第一工場)

産業資材事業 ウレタン製造設備 (滋賀第二工場)

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 91 期 (平成 22 年 4 月) ～平成 23 年 3 月)	第 92 期 (平成 23 年 4 月) ～平成 24 年 3 月)	第 93 期 (平成 24 年 4 月) ～平成 25 年 3 月)	第 94 期 (平成 25 年 4 月) ～平成 26 年 3 月)
売 上 高 (百万円)	86,808	81,301	81,598	88,006
経 常 利 益 (百万円)	2,757	1,777	2,655	2,548
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	1,509	△356	1,423	1,734
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	7円99銭	△1円89銭	7円57銭	9円34銭
総 資 産 (百万円)	73,813	70,579	71,854	76,405
純 資 産 (百万円)	39,715	39,053	40,972	42,078
1 株 当 たり 純 資 産 額	210円18銭	206円69銭	219円55銭	227円33銭

(3) 対処すべき課題

今後のわが国の経済見通しは、4月に実施された消費税率引き上げの影響は短期的と予想されるものの個人消費への懸念材料であり、海外では、ウクライナ情勢に端を発した欧米諸国とロシアの対立も、企業環境に影響する懸念があります。しかしながら、2020年開催が決定した東京オリンピック・パラリンピック関連市場の活性化に加え、遅れている震災復興事業の本格化や社会インフラの再整備事業にも大きな投資が期待されるところであります。

こうした複雑な外部環境が予測されるなか、ブランド力・魅力ある商品創りに注力するとともに省エネルギー関連製品、環境対応製品、スポーツ健康関連製品など成長分野と、インフラ整備、防災関連分野へ積極的な事業展開を行ってまいります。

当社グループは持続的な成長と企業価値の増大を目指して、グローバルな視点で見た優位性を活かすとともに独自技術を発揮した製品開発に注力し社会から求められる企業集団として最善の努力をしております。

この目標実現のために会社に対処すべき課題として以下のとおりの重要課題に取り組んでまいります。

- ① 事業体質の強化
 - 1) 独自技術を活かした高付加価値商品の開発
 - 2) 生産技術力の強化による原価低減と品質向上
 - 3) 市場ニーズに対応した組織体制の見直し
 - 4) 品質保証システムの改革
- ② 研究開発力の強化と成果の事業化スピードアップ
- ③ グローバル展開の加速

- ④ 人材開発の継続とグローバル人材の育成
- ⑤ CSR（企業の社会的責任）に基づく企業経営の推進

持続的成長を遂げ企業価値を高めることを目的としてグループ全員が情熱と論理をもって、国際的に逞しい会社を目指し、より大きな企業価値を創造する集団を構築すべく施策を推進いたします。

株主の皆様におかれましては一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

当社グループが製造・販売する主要品目は下記のとおりであります。

<シューズ事業>

瞬足、瞬足レモンパイ、アキレス・ソルボ、プチピオ、メインリラックス、SPALDING、UNITED COLORS OF BENETTON、るるぶ、TVキャラクター、校内履シューズ、職域シューズ、ブーツ、Tretorn

<プラスチック事業>

車輦内装用資材

ペーストレザー、合成皮革カブロン、ラミネート資材

一般レザー・カブロン・ラミネート

カレンダーレザー、ペーストレザー、合成皮革カブロン、ラミネート資材（家具用、靴用、建材用、衣料用、工業資材用、メディカル用）

フィルム

フィルム：産業・工業用（半硬質フィルム、オレフィンフィルム）

一般用（軟質フィルム・シート、PPシート）

機能性（クリーンルーム用カーテン、ドアカーテン）

農業資材：被覆資材（農業用ビニールフィルム、農業用POフィルム）

関連資材（生分解マルチフィルム、施設園芸用塗布型遮光剤）

建装資材

床材：住宅用・店舗用クッションフロア、商業用重歩行シート

壁材：住宅用・店舗用壁装材、天井材

引布

ゴム引布（ターポリン）、ゴムシート（フィルム）、排水管用継手（アキレスジョイント）、インフレーターポット、エアertent、エア水槽、背負い式消火水囊

<産業資材事業>

ウレタン

軟質ウレタンフォーム、インテリア・リビング製品、健康福祉関連商品

断熱資材

断熱用硬質ウレタンボード、断熱屋根材、断熱システム（原液、発泡機および附帯設備）、スチレンブロック、化粧型枠材（マトリックス）、EPS土木工法用ブロック、現場発泡軽量盛土工法（ウレタンLH工法）、マテリアルリサイクル品（URボード）

工業資材

静電気対策品、OA機器部品、HDD部品、半導体およびHDD向け出荷梱包資材と出荷梱包材の回収・洗浄・リユース等のサービス業務、医療機器筐体、RIM成形品、マスク治具

衝撃吸収材

衝撃吸収用インソール、サポーター、足底板用パッド、マット、工業用防振材

(5) 主要な営業所および工場（平成26年3月31日現在）

	名 称	所 在 地
当 社	本 社	東 京 都 新 宿 区
	関 西 支 社	大 阪 市 北 区
	北 海 道 営 業 所	北 海 道 石 狩 市
	九 州 営 業 所	福 岡 市 東 区
	足 利 第 一 工 場	栃 木 県 足 利 市
	足 利 第 二 工 場	栃 木 県 足 利 市
	滋 賀 第 一 工 場	滋 賀 県 野 洲 市
	滋 賀 第 二 工 場	滋 賀 県 豊 郷 町
	美 唄 工 場	北 海 道 美 唄 市
九 州 工 場	福 岡 県 飯 塚 市	
子 会 社	A C H I L L E S U S A , I N C .	ア メ リ カ 合 衆 国 ワ シ ン ト ン 州
	阿 基 里 斯 (上 海) 国 際 貿 易 有 限 公 司	中 国 上 海 市
	ア キ レ ス 東 日 本 販 売 (株)	東 京 都 荒 川 区
	ア キ レ ス コ ア テ ッ ク (株)	東 京 都 中 央 区
	大 阪 ア キ レ ス エ ア ロ ン (株)	大 阪 市 北 区

(6) 使用人の状況（平成26年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
2,506 (365) 名	△97 (△1) 名

(注) 使用人数は就業人員数であり、パートおよび臨時嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
1,322 (142) 名	△31 (3) 名	42.4歳	20.8年

(注) 使用人数は就業人員数であり、パートおよび臨時嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(7) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
ACHILLES USA, INC.	6,720千米ドル	100.0%	プラスチック製品の製造・販売

(8) 主要な借入先の状況（平成26年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,998百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,600
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	700

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成26年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 700,000,000株
- ② 発行済株式の総数 190,627,147株（自己株式5,530,674株を含む）
- ③ 株主数 18,032名
- ④ 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	9,185千株	4.96%
東 京 ア キ レ ス 協 和 会	6,442	3.48
足 利 ア キ レ ス 協 和 会	5,521	2.98
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	4,403	2.38
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	4,318	2.33
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	4,315	2.33
大 阪 ア キ レ ス 協 和 会	4,172	2.25
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	3,948	2.13
株 式 会 社 足 利 銀 行	3,436	1.86
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信託口)	3,232	1.75

(注) 上記のほか、当社保有の自己株式5,530千株があり、持株比率は自己株式を除いて算出しております。

(2) 会社役員の状況

①取締役・監査役の地位、担当および重要な兼職の状況

(平成26年3月31日現在)

代表取締役 社長		伊藤 守
常務取締役	製造部門統轄 (アキレスマリン㈱、アキレスウエルダー㈱ 代表取締役、昆山阿基里斯人造皮有限公司 董事長)	小林 英明
常務取締役	管理部門統轄兼CSR担当 (アキレス商事㈱代表取締役)	小林 憲一
取締役	シューズ部門担当 (ACHILLES HONG KONG CO., LTD.、崇徳有限 公司代表取締役、広州崇徳鞋業有限公司董 事長)	久保 仁
取締役	研究開発本部長兼デザインセンター担当兼 知的財産部長	池田 威治
取締役	営業部門統轄兼プラスチック部門担当兼化 成品事業部長 (アキレスコアテック㈱、アキレス大阪ビニ スター㈱、ACHILLES USA, INC. 代表取締役、 阿基里斯(上海)国際貿易有限公司董事長)	美濃 眞
取締役	製造部門統轄補佐兼品質保証本部長兼生産 革新担当兼カスタマーセンター長	真鍋 紀久夫
取締役	経理本部長兼経営企画本部長	藤澤 稔
取締役	営業部門統轄補佐兼産業資材部門担当兼断 熱資材事業部長 (東北アキレス㈱代表取締役、阿基里斯先進 科技股份有限公司董事長)	日景 一郎
常勤監査役		戸ヶ崎 基博
常勤監査役		殿岡 一男
監査役	(近野博公認会計士事務所)	近野 博
監査役	(岩本法律事務所)	須藤 昌子

- (注) 1. 監査役近野博氏および監査役須藤昌子氏の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 常勤監査役戸ヶ崎基博氏は、長年当社の経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
社外監査役近野博氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。なお、同氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 社外監査役須藤昌子氏は、弁護士の資格を有しております。
4. 代表取締役専務取締役（製造部門管掌）村田恒一氏は、平成25年7月26日をもって辞任により退任しております。なお、同氏は退任時において、アキレスマリン㈱、アキレスウエルダー㈱の代表取締役、昆山阿基里斯人造皮有限公司の董事長でありました。

② 執行役員の地位、担当および重要な兼職の状況

(平成26年3月31日現在)

執行役員	車輛資材事業部長	押田 武彦
執行役員	関西支社長	藤田 議一
執行役員	人事総務本部長兼コンプライアンス本部長 兼法務文書部長	荒木 謙一郎
執行役員	滋賀地区製造本部長兼滋賀総務部長	奥村 治平
執行役員	建装事業部長兼デザインセンター長	柏瀬 功次
執行役員	ウレタン事業部長 (北海道アキレスエアロン㈱、関東アキレス エアロン㈱、大阪アキレスエアロン㈱、九 州アキレスエアロン㈱代表取締役)	山本 勝治
執行役員	シューズ事業部長兼シューズ営業本部長	永島 照明
執行役員	製造管理本部長兼安全環境担当兼労務担当	小林 一俊

③ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (一)	180百万円 (一)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	50 (13)
合 計	14	231

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与(賞与を含む)は含まれておりません。
2. 上記の取締役の支給人員には、当事業年度中に辞任した取締役1名を含んでおります。

④ 社外役員に関する事項

- 1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係
 - ・社外監査役近野博氏は、近野博公認会計士事務所における公認会計士であります。当社と同事務所の間には、取引関係はありません。
 - ・社外監査役須藤昌子氏は、岩本法律事務所における弁護士であります。当社と同事務所の間には、取引関係はありません。
- 2) 当事業年度における主な活動状況
 - ・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会 (16回開催)		監査役会 (19回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役 近野博	16回	100.0%	19回	100.0%
監査役 須藤昌子	16回	100.0%	19回	100.0%

- ・取締役会および監査役会における発言状況
各社外監査役は取締役会に出席し、監査役近野博氏は公認会計士としての、監査役須藤昌子氏は弁護士としての専門的・独立的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言および内部統制システムに関わる助言や提言を行っております。また、監査役会に出席し、監査の方法その他の監査役の業務の執行に関する事項について、意見の表明を行っております。

3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査役近野博氏および監査役

須藤昌子氏の両氏は、1,000万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

(3) 会計監査人の状況

① 名 称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システムの基本方針」という。）についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「企業理念」の実践のためにすべての役員および社員が法令・定款を遵守し倫理を尊重する企業活動を基本原則として、「企業行動憲章」を制定し、

さらに具体的な行動の基準を「行動規範」として定めております。

当社の役員は「企業行動憲章」を基本とし、公正かつ透明な経営を実践してまいります。

企業倫理の徹底、維持、向上のため、社長を委員長としたコンプライアンス委員会を定期的および必要に応じ開催し、法令遵守状況の確認および監督指導を行っております。

コンプライアンス体制の強化のために設置しましたコンプライアンス本部は関連部門と連携し、研修計画の立案・実施、マニュアルの配布等による啓蒙活動により法令遵守体制の整備・指導を行っております。

コンプライアンス本部の下に監査部を設け、法令遵守状況を定期的および必要に応じ確認しております。

倫理・法令遵守上疑義のある行為について、相談および通報の適正な処理の仕組みとして、社外弁護士ルートを含めた内部通報制度「アキレスホットライン」を整備し、早期に社内の自浄作用が働く体制を図っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、経営と業務の可視化ならびに効率化を図るため、取締役および使用人の職務の執行に係る情報については、文書および情報の運用、管理に関する規定を定め適切に管理するとともに、取締役および使用人が必要に応じ適宜閲覧できる体制を図っております。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は、経営に関する不測の事態が発生した場合は、「経営危機管理規定」に基づき、直ちに社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速に必要な対応を行い、損害・費用を最小限にとどめる体制を図っております。

事業の推進に伴う個々のリスク（コンプライアンス、環境、災害、安全衛生、製品安全・品質管理、輸出管理、財務報告の信頼性等）については、各々のリスク管理担当部門が規定・基準・ガイドライン等を整備し周知するとともに、モニタリング等を通じて各部門のリスク管理状況について把握、評価をし、指導・助言を行っております。

各部門を担当する取締役および部門長は、自部門におけるリスクについて把握・評価を行い、規定等に基づき対応を図るようしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項の審議、決定を行うとともに取締役の業務執行状況の監督を行っており

ます。

また、意思決定の迅速化と業務運営の効率化を図るため経営会議を開催し、取締役会に付議すべき事項の審議および取締役会の決定方針に基づく具体的な執行方針、その他経営に関する重要な業務執行について審議、決定を行っております。

取締役会の決定に基づく業務執行については、各部門を担当する取締役もしくは部門長に責任と権限を与え経営の効率的な運用を図っております。

中期経営計画を策定し、計画的かつ効率的に事業を運営するために年度毎に予算を設定し、目標達成のため取締役および各部門長より構成する実績報告会を定期的に開催し、目的の進捗状況の管理を行っております。

⑤ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループとして共通の「企業理念」に基づき、子会社と一体になった事業運営を行っており、各子会社を担当する取締役もしくは部門長が、子会社の取締役となり子会社の運営を適正に行うとともに、原則として国内子会社については機動的な機関設計を行っております。

子会社の管理に関しては、子会社管理規定に定めた、決裁・報告制度により経営管理を行っており、必要に応じてモニタリングを行っております。

当社グループの、連結財務諸表等の財務報告の信頼性を確保するためのシステムおよび継続的にモニタリングするために必要な体制の整備・運用を行っております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要と認めたときは、取締役から独立した臨時スタッフを置くものとし、指揮・命令・評価に関する権限は取締役から監査役に移すこととしております。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会の他必要に応じて執行役員会・経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取することができる体制としております。

法定事項のほかに、当社グループ内の重要な事項に関して取締役が決定した内容、職務の執行に関する重大なコンプライアンス違反の事実、および当社グループに損害を及ぼす重大な訴訟等の発生について、遅滞無く監査役に報告するものとしております。

内部監査の結果、内部通報制度の活用状況、海外子会社のモニタリング結果については定期的または適時報告いたしております。

代表取締役と監査役会は定期的な意見交換会を行っており、また内部監査部門は監査役との連携を図り、監査役の効果的な監査業務の遂行に協力しております。

監査役会は、会計監査人から監査計画、監査執行状況、監査結果等について説明を受けるとともに、情報交換を行い相互の連携を図っております。

企業統治の強化の観点より、上記決定いたしました「内部統制システムの基本方針」に基づいた具体的な事項について整備・運用を推進するとともに、適宜見直しを実施するために、内部統制推進部門を設けております。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と整備状況

当社グループは「企業行動憲章」に、次のとおり基本的な考え方を示しております。

- ・市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底します。
- また、役員・社員が遵守すべき「行動規範」に具体的な行動の基準として「反社会的勢力からの脅迫・強要等の不正な要求が起きた場合は、組織的に対応し、警察・法律家など専門家の助言のもと、毅然とした態度で臨む。」と定め、対応部署を決めております。

(5) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成20年4月28日開催の当社取締役会において、会社法施行規則に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を決定するとともに、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「旧プラン」といいます。）を決議し、同年6月27日開催の当社定時株主総会においてご承認いただきました。

旧プランは、平成23年6月29日開催の当社定時株主総会においてご承認いただき更新（以下、「本プラン」といいます。）されております。

なお、平成26年4月25日開催の取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を前提とし、本プランを更新することを決定いたしました。当該対応策の詳細につきましては、株主総会参考書類の第5号議案「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件」をご参照下さい。

現行の対応策である本プランの内容の概要は以下のとおりであります。

① 会社の支配に関する基本方針

当社は、経営の効率性や収益性を高める観点から、専門性の高い業務知識や営業ノウハウを備えた者が取締役に就任して、法令および定款の定めを遵守しつつ当社の財務および事業の方針の決定につき重要な職務を担当することが、会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。また、当社は株式の大量取得を目的とする買付が行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様判断に委ねられるべきものと考えており、経営支配権の移動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら資本市場では、対象となる企業の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、一方的に大規模な買付提案またはこれに類似する行為を強行するという動きがあります。これら大規模買付や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要し株主に不利益を与える恐れのあるもの、買収の提案理由が不明確なもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、明らかに濫用目的であるもの等々、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのあるものも少なくありません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方といたしましては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模な買付行為や買付提案を行う者は不適切であり、このような者に対しては必要かつ相当

な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要がありと考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社グループは、多数の投資家の皆様に中・長期的に当社に投資を継続していただくために、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保、向上させるための取組みとして以下のような施策を実施しております。

当社グループは、「お客様の真の満足と感動をいただける価値（製品、サービス、情報）の提供を通して豊かな社会の実現に貢献する」という企業理念のもと、多角的に事業展開を図り、各事業がその強みを発揮することで「企業価値の増大」を図り、全てのステークホルダーの期待と信頼にお応えしていく会社になることを目指しております。

この目標実現のために、会社が対処すべき課題として以下のとおりの重要課題に取り組んでまいります。

1) 事業体質の強化

- ア. 独自技術を活かした高付加価値商品の開発
- イ. 生産技術力の強化による原価低減と品質向上
- ウ. 市場ニーズに対応した組織体制の見直し
- エ. 品質保証システムの改革

2) 研究開発力の強化と成果の事業化スピードアップ

3) グローバル展開の加速

4) 人材開発の継続とグローバル人材の育成

5) CSR（企業の社会的責任）に基づく企業経営の推進

当社は創業以来、プラスチック加工技術力を継続して高め、配合技術・成膜技術・発泡技術・断熱技術・導電化技術など特徴ある技術を開発し、これらを融合・複合化させ新たな商品を提供してまいりました。消費財としてのシューズ分野への積極的展開、また特に省資源や省エネルギーなど地球環境に配慮した製品を住宅資材（建材用断熱材）、電子材料（太陽電池関連フィルム等）への製品化に展開しております。また、防災テント、救命用ボートなど災害や新型インフルエンザなどの疫病に備えるための製品やサービスも提供しており、安心できる社会作りに貢献しております。

当社グループは、企業理念として「社会との共生」＝「顧客起点」を基本に企業行動憲章、行動規範を制定し、コーポレートガバナンス（企業統治）の充実に努めております。

また、会社法に定める内部統制構築に関する基本方針により企業統治に関する組織、規定を充実させ企業の透明性・効率性・健全性をより高めるとともに、

取締役、監査役の役割の明確化に努め「経営の効率化」、「経営意思決定の迅速化」に注力しております。

- ③ 本プランの内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

1) 本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考えております。

このため、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策として、旧プランを一部改定の上、本プランとして更新いたしました。

2) 本プランのスキームの概要

本プランのスキームの概要は以下のとおりであります。

- ア. 本プランは特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付行為を対象といたします。
- イ. 本プランを適正に運用するため、当社の業務執行から独立している社外監査役および社外有識者から選任された3名の委員で構成された独立委員会を設置いたしました。当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。
- ウ. 当社取締役会は、大規模買付者に意向表明書、必要情報の提出を求めます。
- エ. 当社取締役会は、必要情報の提供を受けた後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための評価期間として設定いたします。
- オ. 当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置発動または不発動の決議をいたします。独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い発動の決議について株主総会の開催を要請する場合、または、独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けた上で、当社取締役会が株主の

意見を反映すべきと判断した場合には、当社取締役会は株主検討期間として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に株主総会を開催いたします。

カ．大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置により大規模買付行為に対抗する場合があります。当社取締役会がとる具体的対抗措置の一つとして、対抗措置としての効果を勘案した条件を付して新株予約権の無償割当てを行う場合があります。

キ．大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や、代替案の提示により株主を説得するに留め、原則として対抗措置はとりません。但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、また、必要に応じて当社の株主総会の承認を得た上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、買収防衛を行うために必要かつ相当な範囲で、前記カ．の対抗措置の発動を決定することができるものといたしました。

ク．本プランは、平成23年6月29日開催の当社定時株主総会において議案として審議可決され、同日より効力を発生し、その有効期限は本定時株主総会終結の時までとなっております。

ケ．本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会によって廃止することができます。

- ④ 本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しております。また、

本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。

2) 株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものです。

本プランの更新は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意思によっては本プランの廃止も可能であることから、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

3) 株主意思を反映するものであること

本プランは、平成23年6月29日開催の定時株主総会において、その更新について株主の皆様のご意思を確認するため、議案として上程し審議可決されました。

また、更新後は本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

4) 取締役会の恣意的判断の排除

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

5) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	50,235	流動負債	25,288
現金及び預金	8,018	支払手形及び買掛金	15,538
受取手形及び売掛金	28,453	短期借入金	2,354
商品及び製品	8,393	未払金	3,324
仕掛品	1,482	未払法人税等	279
原材料及び貯蔵品	2,187	その他	3,791
繰延税金資産	610	固定負債	9,038
その他	1,160	長期借入金	3,000
貸倒引当金	△69	長期未払金	20
		繰延税金負債	520
固定資産	26,169	退職給付に係る負債	5,236
有形固定資産	17,841	資産除去債務	243
建物及び構築物	7,278	PCB廃棄物処理引当金	17
機械装置及び運搬具	4,671	負債合計	34,326
土地	5,296	(純資産の部)	
建設仮勘定	183	株主資本	41,343
その他	410	資本金	14,640
無形固定資産	715	資本剰余金	10,708
投資その他の資産	7,612	利益剰余金	16,717
投資有価証券	3,658	自己株式	△724
繰延税金資産	2,605	その他の包括利益累計額	735
その他	1,407	その他有価証券 評価差額金	959
貸倒引当金	△58	繰延ヘッジ損益	163
		為替換算調整勘定	250
		退職給付に係る調整累計額	△638
		純資産合計	42,078
資産合計	76,405	負債・純資産合計	76,405

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		88,006
売 上 原 価		71,017
売 上 総 利 益		16,989
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		15,027
営 業 利 益		1,962
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	97	
そ の 他	597	694
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	66	
そ の 他	42	108
経 常 利 益		2,548
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	34	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	341	
保 険 差 益	24	400
特 別 損 失		
災 害 に よ る 損 失	57	
固 定 資 産 除 却 損	71	129
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,818
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	597	
法 人 税 等 調 整 額	486	1,084
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		1,734
当 期 純 利 益		1,734

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	14,640	10,708	15,543	△532	40,359
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△559	—	△559
当 期 純 利 益	—	—	1,734	—	1,734
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△191	△191
自 己 株 式 の 処 分	—	0	—	0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	0	1,174	△191	983
当 期 末 残 高	14,640	10,708	16,717	△724	41,343

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	1,237	290	△914	—	612	40,972
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	△559
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	1,734
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	△191
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	—	—	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△277	△126	1,165	△638	122	122
当 期 変 動 額 合 計	△277	△126	1,165	△638	122	1,105
当 期 末 残 高	959	163	250	△638	735	42,078

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成26年 3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	42,014	流 動 負 債	22,774
現金及び預金	5,112	支払手形	1,491
受取手形	8,726	買掛金	12,128
売掛金	20,331	短期借入金	2,200
商品及び製品	5,422	未払金	3,061
仕掛品	1,210	未払法人税等	91
原材料及び貯蔵品	1,191	未払消費税等	175
前払費用	268	未払費用	1,937
繰延税金資産	421	預り金	1,108
短期貸付金	810	設備関係支払手形	287
その他	823	その他	294
貸倒引当金	△2,305		
固 定 資 産	26,041	固 定 負 債	7,786
有 形 固 定 資 産	15,300	長期借入金	3,000
建物	5,799	長期未払金	20
構築物	407	退職給付引当金	4,505
機械装置	3,316	PCB廃棄物処理引当金	17
車両運搬具	46	資産除去債務	243
工具器具備品	324	負 債 合 計	30,560
土地	5,231	(純 資 産 の 部)	
建設仮勘定	175	株 主 資 本	36,432
無 形 固 定 資 産	388	資 本 金	14,640
ソフトウェア	356	資 本 剰 余 金	10,708
その他	32	資本準備金	3,660
投資その他の資産	10,352	その他資本剰余金	7,048
投資有価証券	2,417	利 益 剰 余 金	11,807
関係会社株式	3,262	その他利益剰余金	11,807
長期貸付金	308	固定資産圧縮積立金	426
長期前払費用	164	別 途 積 立 金	9,200
前払年金費用	1,863	繰越利益剰余金	2,180
繰延税金資産	2,173	自 己 株 式	△724
その他	212	評価・換算差額等	1,061
貸倒引当金	△50	その他有価証券評価差額金	898
		繰延ヘッジ損益	163
		純 資 産 合 計	37,494
資 産 合 計	68,055	負 債 ・ 純 資 産 合 計	68,055

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		68,688
売 上 原 価		57,580
売 上 総 利 益		11,107
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,020
営 業 利 益		1,087
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	681	
そ の 他	624	1,306
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	81	
そ の 他	162	243
経 常 利 益		2,150
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	34	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	338	
保 険 差 益	24	396
特 別 損 失		
災 害 に よ る 損 失	48	
固 定 資 産 除 却 損	70	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	345	463
税 引 前 当 期 純 利 益		2,083
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	160	
法 人 税 等 調 整 額	431	591
当 期 純 利 益		1,491

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本							株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	自 己 株 式		
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金(注)			
当 期 首 残 高	14,640	3,660	7,048	10,708	10,875	△532	35,692	
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△559	—	△559	
当 期 純 利 益	—	—	—	—	1,491	—	1,491	
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	△191	△191	
自 己 株 式 の 処 分	—	—	0	0	—	0	0	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	
当 期 変 動 額 合 計	—	—	0	0	932	△191	740	
当 期 末 残 高	14,640	3,660	7,048	10,708	11,807	△724	36,432	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	1,182	290	1,472	37,164
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△559
当 期 純 利 益	—	—	—	1,491
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△191
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△284	△126	△410	△410
当 期 変 動 額 合 計	△284	△126	△410	329
当 期 末 残 高	898	163	1,061	37,494

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位 百万円)

	固定資産圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	合 計
当 期 首 残 高	467	8,700	1,707	10,875
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	—	—	△559	△559
法定実効税率変更に伴う積立金の増加	1	—	△1	—
固定資産圧縮積立金の取崩	△42	—	42	—
別 途 積 立 金 の 積 立	—	500	△500	—
当 期 純 利 益	—	—	1,491	1,491
当 期 変 動 額 合 計	△41	500	473	932
当 期 末 残 高	426	9,200	2,180	11,807

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成 26 年 5 月 16 日

アキレス株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉 本 茂 次 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 美 久 羅 和 美 ㊞

当監査法人は、会社法第 4 4 4 条第 4 項の規定に基づき、アキレス株式会社の平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アキレス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成 26 年 5 月 16 日

アキレス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉本茂次 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 美久羅和美 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アキレス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社に対し事業の報告を求め、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 26 年 5 月 20 日

アキレス株式会社 監査役会

常勤監査役 戸ヶ崎 基 博 ㊞

常勤監査役 殿 岡 一 男 ㊞

社外監査役 近 野 博 ㊞

社外監査役 須 藤 昌 子 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様への安定的な利益還元を維持することを基本としております。第94期の期末配当および剰余金の処分につきましては、当期の業績および諸般の状況を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき、金3円といたしたいと存じます。
この場合の配当総額は555,289,419円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成26年6月30日

2. 剰余金の処分に関する事項

- ① 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 1,000,000,000円
- ② 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 1,000,000,000円

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

（※：新任候補者）

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
1	<p style="text-align: center;">いとう まもる 伊藤 守 (昭和29年1月31日生)</p>	<p>昭和54年4月 当社入社 平成14年4月 当社執行役員電子材料開発担当兼研究開発本部開発第一グループ長兼静電気技術部長 平成16年6月 当社取締役工業資材製造担当兼研究開発副本部長 平成18年6月 当社取締役研究開発本部長 平成18年9月 当社取締役研究開発本部長兼知的財産部長 平成19年6月 当社常務取締役新規事業担当兼研究開発本部長 平成20年6月 当社常務取締役産業資材部門統轄兼研究開発本部長 平成20年10月 当社常務取締役プラスチック部門統轄兼産業資材部門統轄 平成22年6月 当社代表取締役専務取締役営業部門管掌兼海外事業担当 平成24年6月 当社代表取締役社長 (現在に至る)</p>	110,000株
2	<p style="text-align: center;">こばやし ひであき 小林 英明 (昭和31年1月21日生)</p>	<p>昭和53年4月 当社入社 平成20年6月 当社執行役員ウレタン事業部長 平成22年6月 当社取締役産業資材部門担当兼ウレタン事業部長 平成23年4月 当社常務取締役営業統轄兼産業資材部門担当兼ウレタン事業部長 平成23年6月 当社常務取締役営業統轄兼産業資材部門担当 平成24年6月 当社常務取締役営業部門統轄 平成25年10月 当社常務取締役事業部門統轄 平成26年1月 当社常務取締役製造部門統轄 (現在に至る) <重要な兼職の状況> アキレスマリン(株)、アキレスウエルダー(株)代表取締役、 昆山阿基里斯人造皮有限公司董事長</p>	57,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	美濃真 (昭和26年11月12日生)	昭和50年4月 当社入社 平成20年6月 当社執行役員コモディティ事業部長兼農業資材部長 平成21年4月 当社執行役員化成品事業部長 平成24年6月 当社取締役プラスチック部門担当兼化成品事業部長 平成25年10月 当社取締役事業部門統轄補佐兼プラスチック部門担当兼化成品事業部長 平成26年1月 当社取締役営業部門統轄兼プラスチック部門担当兼化成品事業部長 (現在に至る) ＜重要な兼職の状況＞ アキレスコアテック(株)、アキレス大阪ビニスター(株)、ACHILLES USA, INC. 代表取締役、阿基里斯(上海)国際貿易有限公司董事長	26,000株
4	藤澤稔 (昭和35年3月11日生)	昭和53年4月 当社入社 平成22年6月 当社執行役員経理本部長 平成24年6月 当社取締役経理本部長兼経営企画本部長 (現在に至る)	28,000株
5	日景一郎 (昭和36年6月4日生)	昭和60年4月 当社入社 平成22年6月 当社執行役員断熱資材事業部長 平成24年6月 当社取締役産業資材部門担当兼断熱資材事業部長 平成26年1月 当社取締役営業部門統轄補佐兼産業資材部門担当兼断熱資材事業部長 平成26年4月 当社取締役営業部門統轄補佐兼産業資材部門担当兼断熱資材事業部長兼購買本部長 (現在に至る) ＜重要な兼職の状況＞ 東北アキレス(株)代表取締役、阿基里斯先進科技股份有限公司董事長	17,000株
6	※荒木謙一郎 (昭和28年1月13日生)	昭和50年4月 当社入社 平成20年6月 当社執行役員断熱資材事業部長 平成22年6月 当社執行役員人事総務本部長兼法務文書部長 平成24年6月 当社執行役員人事総務本部長兼コンプライアンス本部長兼法務文書部長 (現在に至る)	32,000株
7	※永島照明 (昭和34年11月26日生)	昭和58年4月 当社入社 平成20年6月 当社執行役員エコー事業部長兼エコー販売部長 平成24年6月 当社執行役員シューズ事業部長兼シューズ営業本部長 (現在に至る)	19,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
8	※ ^{よねたけ こういちろう} 米 竹 孝 一 郎 (昭和24年5月2日生)	昭和50年4月 青森中央短期大学講師、山形大学工学部産業研究所研究補佐員 昭和56年9月 山形大学助手工学部 昭和60年5月 東京工業大学文部省内地研究員 昭和61年3月 工学博士（東京工業大学） 昭和61年12月 山形大学 助教授 平成9年4月 ケンブリッジ大学（英国）客員研究員 平成13年4月 山形大学 教授（現在に至る） 平成14年4月 山形大学工学部学務委員長 平成16年4月 国立大学法人山形大学工学部機能高分子工学科長 平成17年4月 国立大学法人山形大学工学部キャリアサービスセンター長 平成19年4月 国立大学法人山形大学大学院理工学研究科有機デバイス工学専攻長 平成21年10月 国立大学法人山形大学工学部図書館長兼工学部学術情報基盤センター長 <重要な兼職の状況> 国立大学法人山形大学大学院理工学研究科教授	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 米竹孝一郎氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 米竹孝一郎氏は、国立大学法人山形大学大学院理工学研究科教授として高い見識と経験を有しており、直接企業経営に関与された経験はありませんが、客観的・中立的観点から社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者として選任しております。
4. 米竹孝一郎氏が社外取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その契約の内容の概要は次のとおりであります。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。
5. 米竹孝一郎氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の条件を満たしており、社外取締役に就任した場合には、独立役員となる予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役戸ヶ崎基博氏が辞任により退任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、選任されます監査役の任期は、当社定款第30条の規定により、前任者の任期満了の時までとなります。

本議案の本総会への提出につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

(※：新任候補者)

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況		所有する 当社 株式の数
※ 富川 隆 (昭和24年6月2日生)	昭和50年4月 平成13年6月 平成17年10月 平成20年4月	当社入社 当社スケッチャーズ販売部副部長 当社業務監理室副部長 当社監査部長 (現在に至る)	6,360株

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、会社法第329条第2項に基づき、補欠の監査役1名をあらかじめ選任することをお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の本総会への提出につきましては、監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況		所有する 当社 株式の数
有賀美典 (昭和39年7月19日生)	平成元年10月 平成6年3月 平成7年10月 平成12年10月 平成16年9月 平成16年9月 平成17年11月 平成23年6月 平成23年9月 平成25年1月	中央新光監査法人 公認会計士登録 ブライズウォーターハウスコーパース LLP 中央青山監査法人 公認会計士有賀美典事務所開設 (現在に至る) 税理士酒巻敬二事務所 税理士登録 当社補欠監査役 (現在に至る) アクティビア・プロパティーズ投資法 人監督役員 (現在に至る) 税理士有賀美典事務所開設 (現在に至る)	一株

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める補欠の社外監査役候補者であります。

3. 候補者は、公認会計士として高い見識を有しており、監査役に就任された場合に、監査機能を発揮していただけることを期待し、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
4. 候補者は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として企業の実務に長年にわたり携わっており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
5. 候補者が社外監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その契約の内容の概要は次のとおりであります。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、当初平成20年6月27日に開催された第88回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、その後平成23年6月29日開催の当社第91回定時株主総会の決議により更新（以下、「現プラン」といいます。）しておりますが、現プランの有効期限は、本定時株主総会終結の時までとなっております。

当社では、現プランへ更新後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる取組みのひとつとして、その更新の是非を含め、現プランの在り方について引き続き検討してまいりました。

かかる検討の結果、平成26年4月25日開催の取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を前提とし、本プランとして更新することを決定いたしました（以下、更新後のプランを「本プラン」といいます。）ので、本プランにつき株主の皆様のご承認をお願いしたいと存じます。

本プランへの更新にあたり、一部語句の修正・整理等を行っておりますが、基本的なスキームに変更はございません。

本プランにつきましては、社外監査役2名（うち1名は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員）を含む当社監査役4名は、いずれも、本プランの具体的運用が適正に行われることを前提として、本プランに賛成する旨の意見を述べております。

1. 会社の支配に関する基本方針

当社は、経営の効率性や収益性を高める観点から、専門性の高い業務知識や営業ノウハウを備えた者が取締役就任して、法令および定款の定めを遵守しつつ当社の財務および事業の方針の決定につき重要な職務を担当することが、会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。また、当社は株式の大量取得を目的とする買付が行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えており、経営支配権の移動を通じた企業活

動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら資本市場では、対象となる企業の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、一方的に大規模な買付提案またはこれに類似する行為を強行するという動きがあります。これら大規模買付や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要し株主に不利益を与える恐れのあるもの、買収の提案理由が不明確なもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付けの内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案する為の十分な時間や情報を提供しないもの、明らかに濫用目的であるもの等々、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのあるものも少なくありません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方といたしましては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模な買付け行為や買付け提案を行う者は不適切であり、このような者に対しては必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

(1) 経営理念

当社グループは、多数の投資家の皆様の中・長期的に当社に投資を継続していただく為に、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保、向上させるための取組みとして以下のような施策を実施しております。

当社グループは、「お客様の真の満足と感動をいただける価値（製品、サービス、情報）の提供を通して豊かな社会の実現に貢献する」という企業理念のもと、多角的に事業展開を図り、各事業がその強みを発揮することで「企業価値の増大」を図り、全てのステークホルダーの期待と信頼にお応えしていく会社になることを目指しております。

この目標実現のために、会社が対処すべき課題として以下のとおりの重要課題に取り組んでまいります。

① 事業体質の強化

- 1) 独自技術を活かした高付加価値商品の開発
- 2) 生産技術力の強化による原価低減と品質向上
- 3) 市場ニーズに対応した組織体制の見直し
- 4) 品質保証システムの改革

② 研究開発力の強化と成果の事業化スピードアップ

③ グローバル展開の加速

④ 人材開発の継続とグローバル人材の育成

⑤ C S R（企業の社会的責任）に基づく企業経営の推進

当社は創業以来、プラスチック加工技術力を継続して高め、配合技術・成膜技術・発泡技術・断熱技術・導電化技術など特徴ある技術を開発し、これらを融合・複合化させ新たな商品を提供してまいりました。消費財としてのシューズ分野への積極的展開、また特に省資源や省エネルギーなど地球環境に配慮した製品を住宅資材（建材用断熱材）、電子材料（太陽電池関連フィルム等）への製品化に展開しております。また、防災テント、救命用ボートなど災害や新型インフルエンザなどの疫病に備えるための製品やサービスも提供しており、安心できる社会作りに貢献しております。

（２）コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取り組み

当社グループは、企業理念として「社会との共生」＝「顧客起点」を基本に企業行動憲章、行動規範を制定し、コーポレートガバナンス（企業統治）の充実に向けております。

また、会社法に定める内部統制構築に関する基本方針により企業統治に関する組織、規定を充実させ企業の透明性・効率性・健全性をより高めるとともに、取締役、監査役の役割の明確化に務め「経営の効率化」、「経営意思決定の迅速化」に注力しております。

3. 本プランの内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み）

（１）本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考えております。

このため、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策として、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を前提とし、本プランとして更新することといたしました。

本プランのフロー概要につきましては、別紙1をご参照ください。

（２）本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果

として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いづれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）といたします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

(3) 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社決定の合理性・公正性を担保するため、独立委員会規程（概要につきましては、別紙2をご参照ください。）を定めるとともに、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外監査役または社外有識者（注4）のいずれかに該当する者の中から選任いたします。現在の独立委員会委員である社外監査役の近野博氏、須藤昌子氏および社外有識者の須齋嵩氏は、本プランへの更新後も引き続き独立委員会委員として就任予定であります（略歴につきましては、別紙3をご参照ください。）。

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、当社取締役会の諮問に対して勧告するものとし、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を速やかに公表することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものといたします。

注4：社外有識者とは、

実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者を対象として選任するものとします。

（４）大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して、必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。その概要は以下のとおりです。

①大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社取締役会に提出していただきます。

- （a）大規模買付者の名称、住所
- （b）設立準拠法
- （c）代表者の氏名
- （d）国内連絡先
- （e）提案する大規模買付行為の概要
- （f）本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会に大規模買付者から意向表明書が提出された場合は、その事実を独立委員会へ報告するとともに、速やかに公表いたします。

②大規模買付者による当社に対する必要情報の提供

当社取締役会は、上記（４）①（a）～（f）までの全てが記載された意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報（以下「必要情報」といいます。）として当社取締役会への提出を求める事項について記載した書面（以下「必要情報リスト」といいます。）を交付し、大規模買付者には、必要情報リストの記載にしたがい、必要情報を当社取

締役に書面にて提出していただきます。

必要情報の一般的な項目は以下の通りです。その具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的および内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- (a) 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者および特別関係者を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、当社および当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- (b) 大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。）
- (c) 大規模買付行為の買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- (d) 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- (e) 当社の経営に参画した後に想定している当社および当社グループ会社の役員候補（当社および当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- (f) 当社の経営に参画した後に予定する、当社および当社グループ会社の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループ会社との関係に関しての変更の有無およびその内容

上記に基づき提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、適宜合理的な回答期限を設けた上で大規模買付者に対して必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

また、当社取締役会に提供された必要情報は、速やかに独立委員会に提出するとともに、株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表いたします。

なお、当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための十分な必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）を大規模買付者に発送するとともに、その旨を公表いたします。

③当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円価）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間または他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立委員会とは別の独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けつつ、また必要に応じて独立委員会に諮問し、提供された必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

④取締役会の決議、および株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものといたします。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い発動の決議について株主総会の開催を要請する場合、または独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けた上で、当社取締役会が株主の皆様のご意見を反映すべきと判断した場合には、株主の皆様へ本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することといたします。

その場合、当社取締役会は、具体的な対抗措置の内容を決定したうえで、対抗措置の発動についての承認を議案とする当社株主総会の招集手続きを速やかに実施するものといたします。

具体的には、当社取締役会は、取締役会評価期間内に当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行うものとします。当該株主総会において議決権を行使することのできる株主は、基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主といたします。

当社取締役会において、株主総会の開催および基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することといたします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必

要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時適切にその旨を公表いたします。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものといたします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。

また、当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時適切に公表いたします。

⑤大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は取締役会評価期間を、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間のあわせた期間を大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものといたします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものといたします。

(5) 大規模買付行為が実施された場合の対応

①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情も合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報のうち重要性が低い情報の一部が提出されないことのみをもって、大規模買付ルールを遵守していないと認定することはしないものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が買収防衛を行うために必要かつ相当な範囲で、最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は原則として別紙4に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。

②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明や、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、また、必要に応じて株主総会の承認を得た上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、買収防衛を行うために必要かつ相当な範囲で、上記①で述べた対抗措置の発動を決定することができるものとします。

具体的には、以下(a)～(h)いずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

- (a) 真に当社の経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている と判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- (b) 当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っている と判断される場合
- (c) 当社の経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っている と判断される場合
- (d) 当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の不動産、有価証券など高価資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っている と判断される場合
- (e) 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）など、株主の皆様の判断の機会または自由を

制約し、事実上、株主の皆様当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合

- (f) 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。）が当社の企業価値・株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適切であると判断される場合
- (g) 大規模買付者による買付後の経営方針等が不十分または不適切であるため、当社グループの事業の成長性・安定性が阻害され、または顧客および公共の利益に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合
- (h) 当社グループの持続的な企業価値増大の実現のため必要不可欠な、顧客を含む取引先、債権者、従業員などの当社にかかる利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付である場合

③対抗措置発動の停止等について

上記①または②において、当社取締役会が具体的な対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、当社取締役会において、無償割当てが決議され、または無償割当てが行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の効力発生日までの間は、新株予約権無償割当ての中止、または新株予約権無償割当て後において行使期間開始日までの間は、会社による新株予約権の無償取得の方法により対抗措置発動の停止を行うことができるものといたします。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

(6) 本プランによる株主の皆様にご与える影響等

①大規模買付ルールが株主の皆様にご与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否か

について適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様が利益に資するものであると考えております。

なお、上記（５）において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

②対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合または大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者および会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則に従って適時・適切に開示いたします。

対抗措置の一つとして、新株予約権の無償割当てを実施する場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が新株予約権者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当てを中止し、または当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(7) 本プランの適用開始、有効期限および廃止

本プランは、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認を条件に同日より効力を発生するものとし、その有効期限は平成29年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までといたします。なお、本プランの更新については3年毎に開催される定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ることとします。

ただし、本プランは、本定時株主総会において承認可決され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認可決を得て本プランの変更を行うことがあります。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、当社が上場する金融商品取引所の上場規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、および誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様にご不利益を与えない場合には、独立委員会の賛同を得た上で、本プランを修正または変更する場合があります。

以上のように、当社取締役会が本プランについて更新、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容につきまして速やかに公表いたします。

4. 本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本方針に添い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが上記1.の会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。

(2) 株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、上記3.(1)「本プランの目的」に記載のとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって更新されるものです。

本プランの更新は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意思によっては本プランの廃止も可能であることから、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(3) 株主意思を反映するものであること

本プランは、本定時株主総会において、その更新について株主の皆様のご意思をご確認させていただくため、議案としてお諮りする予定であることから、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、更新後は本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

(4) 取締役会の恣意的判断の排除

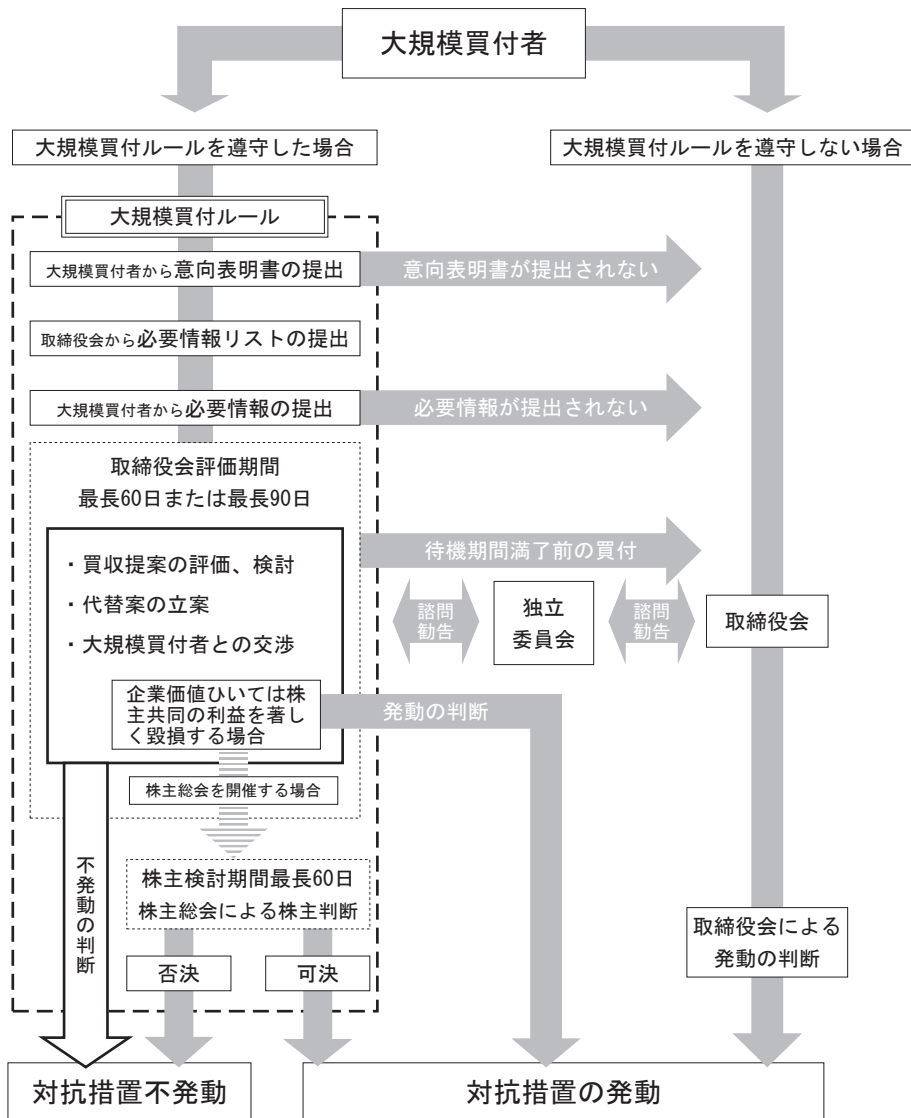
本プランにおける対抗措置の発動は、上記3.(3)「独立委員会の設置」に記載のとおり、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

(5) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

以 上

本プランの概要



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

以上

独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外監査役または社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。
- ・ 独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
- ・ 独立委員会の決議は、委員の過半数をもってこれを行う。

以 上

独立委員会委員の略歴

本プランへ更新後の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

近野 博 (この ひろし)

(略 歴)

昭和22年5月25日生

昭和49年1月 クローバー公認会計士共同事務所 (昭和51年6月秀和公認会計士共同事務所に名称変更)

昭和56年2月 公認会計士登録

平成2年2月 税理士登録

平成19年6月 当社監査役 (現在に至る)

平成23年2月 近野博公認会計士事務所開設 (現在に至る)

須齋 嵩 (すさい たかし)

(略 歴)

昭和18年8月21日生

昭和37年4月 三菱重工業株式会社入社

昭和44年4月 東京三洋電機株式会社 (現 パナソニック株式会社) 入社

平成14年4月 群馬大学地域共同研究センター教授

平成16年4月 国立大学法人群馬大学産学連携・共同研究イノベーションセンター教授

平成19年4月 研究・知的財産戦略本部副本部長 (兼) 知的財産戦略室長

平成20年6月 ハルナビバレッジ株式会社社外取締役 (現在に至る)

平成21年4月 国立大学法人群馬大学客員教授

平成21年7月 国立大学法人宇都宮大学客員教授 (現在に至る)

須藤 昌子 (すとう まさこ)

(略 歴)

昭和47年9月9日生

平成10年4月 弁護士登録

東京青山・青木法律事務所

平成14年6月 岩本法律事務所開設 (現在に至る)

平成23年6月 当社監査役 (現在に至る)

上記、各独立委員会委員と当社の間には特別の利害関係はありません。

なお、社外監査役である近野 博氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

以 上

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 株主に割当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（当社の所有する当社普通株式を除く）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株

予約権を当社が取得し、新株予約権 1 個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区大京町22番地の5

当 社 本 店

電話 (03) 3341-5111 (代表)



最寄駅 J R 総 武 線 千 駄 ヶ 谷 駅 下 車 徒 歩 約 15 分
東京メトロ丸ノ内線 四谷三丁目駅下車 徒歩約7分
都営地下鉄 大江戸線 国立競技場駅下車 徒歩約15分